

レセ電通信調 30004 号
平成 30 年 4 月 16 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

記録条件仕様の改正等に伴う ASP チェックの変更等について

記録条件仕様の改正等に伴い、平成 30 年 5 月請求分より、ASP チェックの変更及び追加を予定している内容について、平成 30 年 2 月 20 日に支払基金にて開催した「平成 30 年度診療報酬改定等に伴うマスターファイル仕様及び記録条件仕様の変更等に係る説明会」（以下「説明会」という。）において連絡したところですが、下記のとおり対象のチェック内容等に変更が生じたのでお知らせいたします。

記

1 チェック内容の変更

説明会の配布資料（資料 3-2）に掲載した「新たにエラーとする項目」について、次のとおりとします。

項番	説明会資料の内容（抜粋）		変更後の内容
	エラーコード	エラー原因（エラーメッセージは未定）	
1	L3 x x x	前回までの数量に 1 未満の値が記録された	該当する事例が他のチェックにおいて L2 エラー対象となるため、チェックの追加を行わない。
2	L3 x x x	一包化日数に 1 未満の値が記録された	L3 エラーとして追加を予定していたが、 L2 エラーとする。
3	L3 x x x	前回までの一包化日数に 1 未満の値が記録された	ただし、平成 30 年 5 月請求分から当分の間、該当する事例について“0”が記録された場合は、受付時に、当該項目に記録された“0”をデータベースに取り込まない対応を行い、電子レセプトの受付が可能となるよう対応する。
4	L3 x x x	分割対象一包化日数に 1 未満の値が記録された	
5	L3 x x x	剤形が屯服の場合、1 回用量が記録されていない	（説明会資料からの変更なし）

2 エラーレベルの変更

説明会において連絡したものの他、次の事例について、平成 30 年 5 月請

求分よりエラーレベルの変更を予定しております。

なお、「特記事項コードの記録誤り」について、特定の値“95”が記録されている事例が多数存在することから、エラーレベルの変更に伴う暫定対応として、平成30年5月請求分より当分の間、「レセプト特記事項」項目に記録された“95”については、データベースに取り込まない対応を行います。

しかしながら、記載要領に定められていない特記事項であり、別表7「レセプト特記事項コード」に規定されたコードではないことから、「レセプト特記事項」項目には記録しないよう留意願います。

エラーコード		エラーメッセージ	エラー原因
現行	変更後		
L4103	L3 x x x	特記事項コードの記録誤り	別表に規定されていないコードが記録された。
L4135	L3 x x x	生年月日の年月日等記録誤り	閏年以外の2月29日、又は当該元号に実在する月日以外が記録された。